厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第３節１⑴の１つめの○中「厚生労働大臣は、」の次に「武力攻撃事態等において、」を加え、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第３節１⑷の①の１つめ及び２つめの○中「緊急被ばく医療派遣チーム」を「被ばく医療に係る医療チーム」に改める。

別添の１⑴中「、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス」及び「、コロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルス」を削り、「ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス」を「ベータコロナウイルス属（ＭＥＲＳコロナウイルス、ＳＡＲＳコロナウイルス）」に改め、「（狂犬病ウイルスを除く。）」の次に「、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス」を加える。

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（以下「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更した。

以下、その全文を同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成28年3月29日

農林水産大臣　森山　**裕**
林野庁長官　今井　敏
水産庁長官　佐藤　一雄

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画

はじめに

1　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。以下同じ。）の所掌事務に関し、次に掲げる事項を定め、武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- 国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するための体制に関する事項
- 農林水産省が実施する国民保護措置等の内容及び実施方法に関する事項
- 国民保護措置等の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 上記に掲げるもののほか、国民保護措置等の実施に関し必要な事項

2　定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）をいう。
②	武力攻撃	事態対処法第２条第１号に規定する武力攻撃をいう。
③	武力攻撃事態	事態対処法第２条第２号に規定する武力攻撃事態をいう。
④	武力攻撃事態等	事態対処法第１条に規定する武力攻撃事態等をいう。
⑤	武力攻撃災害	国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。
⑥	国民保護措置	国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置をいう。
⑦	緊急対処事態	事態対処法第22条第１項に規定する緊急対処事態をいう。
⑧	緊急対処保護措置	国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処保護措置をいう。
⑨	指定地方行政機関	事態対処法第２条第６号に規定する指定地方行政機関をいう。
⑩	指定公共機関	事態対処法第２条第７号に規定する指定公共機関をいう。
⑪	地方農政局等	地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）及び森林管理局をいう。

3　国民保護措置の実施に関する基本的な方針

本省、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局その他農林水産省の機関は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及びこの計画に基づき、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

⑴　基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

⑵　国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう努めるとともに、これらの手続に関する文書の適切な保存に努めるものとする。

⑶　国民に対する情報提供

農林水産省の所掌に係る国民保護措置の実施状況、被災情報等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

⑷　関係機関相互の連携協力の確保

農林水産省の所掌に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係行政機関、地方公共団体、所管する指定公共機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。

また、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）から農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官又は地方農政局等の長に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

⑸　国民への啓発

国民保護措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めるものとする。

⑹　指定公共機関の自主性の尊重

指定公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、その自主性を尊重するものとする。

⑺　高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮が必要であることに留意するものとする。

⑻　安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第１章　武力攻撃事態等に備えた平素からの措置

第１節　組織・体制等の整備

1　農林水産省国民保護連絡会議の設置

⑴　農林水産省の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、別に定めるところにより、本省に農林水産省国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。